

平成27年分

確定申告の準備はお早めに

申告期間は

2月16日火から**3月15日火**まで

問い合わせ ▶ 所得税等申告＝島田税務署 ☎0547⑦3121 ▶ 市・県民税申告＝市役所税務課 田中 ☎③0035

市役所の相談会場では、市・県民税の申告、所得税および復興特別所得税のA申告（給与所得など）を中心に申告相談を行います。月曜日および期間の終盤は大変混み合いますので、できる限り下表の指定された期日に相談してください。榛原文化センターの会場では、e-Taxによる自主申告ができます。なお、会場には待合スペースがないため、開場前は施設内に入れません。

申告受付時間 午前8時30分～午後4時
（混雑の状況により、受け付け人数が多い場合には、時間前に終了する場合があります）
申告相談時間 午前9時～正午、午後1時～当日受付分終了

会場	市史料館ホール	外部相談日	榛原文化センター3階会議室	外部相談日
2月16日 火	指定地区なし		指定地区なし	税理士
17日 水	指定地区なし		指定地区なし	税理士
18日 木	東萩間、牧之原		勝間下、勝間上、切山下、切山中	税理士
19日 金	白井、男神、女神、大寄、西萩間		勝田上、勝田下、三栗、朝生	税理士
22日 月	白井、男神、女神、大寄、西萩間		坂部第1、坂部第2、坂部第3	税理士
23日 火	松本、西山寺、中西、黒子、蛭ヶ谷、和田	税理士	坂部第4、坂部第5、坂部第6	
24日 水	地頭方	税理士	根松、堀の内、時ヶ谷	
25日 木	片浜	税理士	道上、後原、谷の口	
26日 金	須々木、鬼女新田	税理士	牧之原北、牧之原南、布引原、牧之原中央	
29日 月	大江、菅ヶ谷	税理士	日機装、仁田、道場、追廻、中	
3月1日 火	大江、菅ヶ谷		橋柄、新戸、庄内、鹿島	
2日 水	大沢		東慶林、県営住宅、西福田、東福田	
3日 木	落居、笠名、堀野新田		青池、寄子、橋向、藤沢	
4日 金	相良、福岡		青池、寄子、橋向、藤沢	
7日 月	波津、汐見台		1丁目、3丁目、10丁目	
8日 火	波津、汐見台		6丁目、仲町	
9日 水	新庄、遠渡		東5丁目、西5丁目、11丁目、12丁目	
10日 木	新庄、遠渡		2丁目、4丁目	
11日 金	指定地区なし		指定地区なし	
14日 月	指定地区なし		指定地区なし	
15日 火	指定地区なし		指定地区なし	

税理士＝税理士による無料相談

確定申告を相談する場合は下記に注意してください。

- 島田税務署（プラザおおるり）で申告対象の人
 - ・土地や株式の譲渡などがある人
 - ・1年目の住宅ローン控除がある人
 - ・贈与税の申告をする人
 - ・消費税の申告をする人
 - ・平成26年以前の申告をする人
 - ・青色申告の人
- 収支内訳書
 - 事業所得の収支内訳書が完成していない場合は、申告相談ができません。必ず作成してから来場してください。
- 社会保険料控除
 - 公的年金から天引きされている介護保険料や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料は年金受給者本人のみが対象です。
- 税理士による無料相談（午前9時30分～正午、午後1時～午後4時）
 - 無料相談の対象者は次のとおりです。
 - ①前年分の所得金額が、300万円以下の事業所得者、不動産所得者、雑所得者（年金受給者を除く）
 - *青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額または事業専従者控除額を控除する前の金額。
 - ②①の人で消費税の課税事業者である場合には、本年度分の基準額の課税売上高が3,000万円以下の人
 - ③給与所得者および年金受給者（ただし、所得金額が高額な人や相談内容が複雑な人は除く）

確定申告書は国税局から2月上旬ごろ郵送予定

「確定申告書が届かない」「初めて申告する」という人は、島田税務署へ問い合わせください。

国税庁ホームページから申告した人や、昨年実施した年金受給者への事前説明会で、パソコンにより申告した人には、申告書は送付されません。

復興特別所得税の記載漏れに注意

平成26年分確定申告においても、復興特別所得税の記載漏れが多くありました。確定申告書の作成に当たり復興特別所得税の記載漏れのないよう注意してください。

また、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」を利用し、画面案内に従い金額などを入力することで、税額などが自動計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。

https://www.keisan.nta.go.jp/

①から④のいずれかに該当する人は申告が必要

所得税の計算をした結果、

確定申告の必要がない人でも、平成28年1月1日現在で市内に住所があり、次のいずれかに該当する人は、市・県民税の申告が必要です。

前年に市・県民税の申告をした人には、市税務課から申告書を郵送します。

① 営業や農業、不動産、配当雑収入などの所得がある（給与所得以外の所得がある）

② 給与所得者で勤務先から申告するよう案内されている

③ 公的年金などの収入金額が400万円以下で、公的年金など以外の所得金額が20万円以下の人のうち、医療費や生命保険などの控除を受けていた

④ 国民健康保険に加入している世帯で所得がない世帯主

均等割額一覧

区分	25年度まで	26年度から
市民税	3,000円	3,500円
県民税	1,400円	1,900円
合計	4,400円	5,400円

* 県民税は森林づくり県民税400円（32年度まで）を含んでいます。

26年度から市・県民税の均等割税率が変更

東日本大震災を教訓に、防災事業の財源を確保するため、特例法に基づき10年間（26年度から35年度）に限り、個人の市・県民税が500円ずつ引き上げられました。皆さんの生命と財産を守る

ための財源となりますので、ご協力をお願いします。

住宅借入金等特別控除の説明会を開催

平成27年中に住宅を新築または購入、増改築などをして一定の要件に該当した場合は、住宅借入金等特別控除を受けられることができます。

説明会では、税務署職員が個別に必要書類の確認から申告書の作成まで指導し、その場で提出もできます。ただし、下記の必要書類が不備の人や下記以外の書類が必要となる人は、再度、来所していただく場合があります。なお、いずれの指定日でも参加できますが混雑を分散させるため協力をお願いします。

住宅借入金等特別控除の説明会の持ち物

- ▶ 電卓 ▶ 申告者本人名義の口座番号が分かる物 ▶ 黒ボールペン ▶ 印鑑（朱肉を使う物） ▶ 平成28年1月以降発行の住民票（住所に変更がない人は、住民票に加え入居年月日が分かる書類） ▶ 平成28年1月以降発行の家屋の登記事項証明書 ▶ 金融機関などからの住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 ▶ 源泉徴収票（給与または公的年金などの収入がある人） ▶ 敷地の登記事項証明書（住宅ローンに敷地分も含まれている人） ▶ 建築工事の請負契約書または売買契約書の写し ▶ 敷地の売買契約書の写し（住宅ローンに敷地分も含まれている人） ▶ 建築確認済証や検査済証の写しまたは建築士からの増改築等工事証明書のいずれか（増改築） ▶ 長期優良住宅建築計画の認定通知書の写し（認定長期優良住宅の控除を受ける人） ▶ 住宅用家屋証明書もしくはその写し、または認定長期優良住宅建築証明書（認定長期優良住宅の控除を受ける人） ▶ 住宅の新築・購入、増改築などの際に受領した補助金額などが分かる書類（補助金などがある人） ▶ 住宅取得等資金の贈与を受けた場合は贈与を受けた人の戸籍謄本

自宅のパソコンでも確定申告ができます

インターネットから、24時間いつでも手軽に確定申告ができる、電子申告納税システム「e-Tax（イータックス）」は、国税庁のe-Taxホームページをご覧ください。

所得税の確定申告

e-Taxならこんなにいいこと

- 添付書類の提出省略
- 還付金がスピーディー
- 24時間受付（1月13日～3月15日）
- http://www.e-tax.nta.go.jp

説明会日程

指定日	対象	時間
2月5日 金	牧之原市	9:30～11:30 13:30～15:30
2月8日 月	吉田町	
2月9日 火	島田市 川根本町	

* いずれも会場は、プラザおおるり（島田市中心5番地の1）。